管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	原料（酒類）の製造に関する免許不要化ならびに特別税率の適用	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（リキュールは6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、リキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）を製造するため製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を1キロリットルとする。	【措置①】特産リキュール免許のみで、使用する原料としての酒類を自ら製造できるようにする。 【措置②】特産品を醸造原料の一部とすることを認める。	特産リキュール特区をさらに推進させる提案です。 【事業概要】外部調達した酒類に特産品を混和するだけでは独自性や多様性に限界があります。様々な消費者ニーズに応えていく為にはベースとなる酒類自体を手作りすることが必要だと考えます。そこで、フルーツビール（ビールもしくは発泡酒に特産品果汁を混和）に麦由来のスピリッツを加えた商品を想定。ベースとなるビールもしくは発泡酒は小規模向け製法により低投資・簡易技術で製造が可能であり、自家製造することで独自性を出し、飲食店・酒販店・特産品生産農家・料理家・小売店などの参入によって小規模・多品種・多立地での展開が可能となります。 【措置①】酒税法第7条第1項但し書きでは原料として自ら製造する酒類に免許は不要となっています。一方で本件特区法によって原料として使用する酒類の自己製造が禁じられています。本来許されているものが特区法によって規制されるのは、特区主旨から外れており法的にも整合性を欠いています。 【措置②】製法において、特産品の使用方法が規制されています。醸造過程の原料として使用することを認める拡充措置を望みます。上記措置①②により、商品の独自性向上とコストダウン効果による推進をはかります。また、保税面で見ても損失はありません。	C	I	酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区におけるリキュールに係る最低製造数量基準の特例は、他者から購入した酒類を原料としたリキュール製造の特例であるが、これは、他者から購入した酒類に梅等を混和することによって比較的簡易な製造設備でリキュールの製造が可能となることから、製造コストの低減が図られると考えられたものであり、リキュールに係る原料用の酒類を製造するために更なる設備投資を行うことは本特例の趣旨に合致しないものと考えられる。	右提案主体から、使用する原料としての酒類を自ら製造することに関し採算性が確保できるとの意見を踏まえ、当該提案の可否及びその理由について再度検討し、具体的に回答されたい。	提案で述べたとおり低投資・簡易技術による製法が確立しており、他者生産酒の購入よりコスト面で不利だと断定できる状況ではありません。設備投資も一定量の混和による設備と比較して差額は数十万円程度と予測出来るケースもあります。また、生産コストの利点は中間流通費・物流費・メーカ利益・販管費・メーカ設備減価償却の有無など構造的に説明できます。さらに、商品開発による増売効果により採算性を向上できます。自家醸造を禁止することで採算性向上への選択肢が狭められています。原料使用の措置を含め再検討を強く申請いたします。	C	I	酒税法第7条第1項但し書きの規定は、一般に採算の取れる程度の製造規模として客観的に定められた最低製造数量基準等の要件を満たして酒類の製造免許を受けた者が、その免許を受けた酒類の原料とするために使用する酒類（原料用酒類）の製造をする場合には、当該酒類の製造は免許を受けた酒類の製造過程に過ぎないため、改めて免許を受けることを不要としているものである。 一方、構造改革特区における特産リキュールに係る最低製造数量基準の特例は、製造コストの低減の観点から、他者から購入した酒類を使用することを前提とした特例であることから、特産リキュール免許のみで、原料用酒類を自ら製造するというご提案は、本特例の趣旨に合致しないものと考えられる。	提案者の、原料酒類を自ら製造する方が製造コストを低減できる場合があるとの意見及び酒税法第7条第1項但し書きでは原料酒を製造できることとなっていることを踏まえ、提案の可否について再度検討し、その理由について具体的に回答されたい。	他者からの酒類購入は、経営環境整備の指導事項であって特産リキュール特区の目的ではありません。すでに生産技術の革新が起き、他者購入が製造コスト観点で絶対有利とは言えない状況にあります。つまり誤った指導になりかねません。また、酒税保全の観点でも逆行しています。他者製品の使用は商品開発を大幅に制限します。市場ニーズから乖離する商品は売上悪化を招き、適切な納税が困難となるわけです。有利な手段を選択できる時代が来ています。選択を阻害する規制は直ちに改善すべきだと考えます。	C	I	一般論として、個々の事業者の業態や製造規模及び製造設備への投資状況等によって、採算性が異なることを否定するものではないが、特産リキュールに係る最低製造数量基準の特例は、小規模でも採算性のある特産リキュールの製造が可能となるよう、できる限り製造コストを低減するとの観点から、他者から購入した酒類を使用すること等を前提とした特例である。今回ご提案のあった原料用のビールや発泡酒の製造のためには、一般に、原料処理設備、仕込み設備、発酵設備、貯蔵設備のほか排水設備等の多額の設備投資が必要と考えられ、小規模で行う特産リキュールの製造についての採算性に問題があると考えている。	醸造家創出プロジェクト	1008010	個人	神奈川県	財務省
070020	特定酒類製造事業について対象者および使用原料の条件緩和	酒税法第7条2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特定酒類製造事業について、 【措置①】対象者として特区域内のシニア（65歳以上）へ拡大させる。 【措置②】使用する米について特区内生産米とし生産者の特定条項を外す。	どぶろく特区の段階的拡大策を提案します。 【事業概要】すでに認定が100件を超え経済的にも多大な効果が認められています。しかし、日本社会全体で見れば農家のみに特権化されており全国展開および一般化には大きな余地があると言えます。一方で参入者段階の知識不足や書類不備、および技術向上やマーケティング力など課題も発生しています。そこで、社会的問題であるシニア層の就業問題そして経済活力の維持による税収対策、さらには平成22年度評価意見「特区において当分の間存続」を踏まえ拡大策として対象者及び使用米の段階的拡大を次なる事業モデルとして提案いたします。	C	I	構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、対象者が限定されているところである。 すなわち、①民宿・飲食店等を営む農業者であれば、自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じたコストの回収が容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、さらには、②農家民宿等におけるその他の醸造酒（いわゆるどぶろく）の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は民宿・飲食店等を営む農業者とされているものである。	右提案者からの意見を踏まえ、使用する米について、特区内生産米として生産者の条項を外す提案の可否及びその理由について、再度検討し、具体的に回答されたい。	商圏規模条件と認可数上限の設定で、採算性と重点管理が可能になります。 農業者に対しては、民宿の宿泊代金を通じたコスト回収を前提にしていますがこれは醸造事業の赤字を意味します。また、民宿等の建設コストも要する為、採算性は必ずしも突出した設計になっていません。本提案は商圏規模設定により低シェアでも売上総額を確保出来るプランです。商品開発と地域内連携を軸とした醸造事業本体の採算性を追求するものです。地域活性や社会貢献は前出のとおり、現行設計と何ら遜色はありません。 つまり現行の思慮以外にも選択肢があるのです。農業者以外の日本国民には、実現する能力および要素が無いとお考えなのでしょうか？	C	I	前回の回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者が限定されているところである。 現在、対象とされているその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）については、①農家民宿等においてこうした「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたこと、②農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、酒税の保全に支障をきたすことも少ないのではないかと考えられたことから、特例的に最低製造数量基準が緩和されたものである。 なお、原料コストの低減の観点から本特例措置の対象者を「農業者」としているが、この「農業者」は、「自ら農産物を生産できる者」である必要があるが、個人・法人や規模の大小は問わないこととされている。	提案者の、自ら生産する米よりも他者が生産する米の方が採算性を向上できる場合があるとの意見及び果実酒・リキュールは特産物を原料とする特例となっていることを踏まえ、提案の可否について再度検討し、その理由について具体的に回答されたい。	本特区における農業者モデルは社会貢献と採算性向上策で構成されています。しかし、それは農業者以外の可能性を否定する根拠にはなりません。採算性向上策は原料コスト低減だけではありません。商圏規模、立地、商品開発、価格戦略、プロモーションなど多岐にわたります。それらを利用したシナリオは多様に描くことが可能で、担える対象者も拡がります。社会貢献と採算性向上という条件を満たす新モデルとして、まずはシニアへの規制緩和を検討の俎上にのせて下さい。就業問題と地域活性、そして人件費低減（農業者が農業へ従事する時間への代替コスト計算より有利）による経営強化モデルが描けます。	C	I	これまでの回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や税務当局による実態の把握が困難となるなど、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者が限定されているところである。 構造改革特区におけるその他の醸造酒（どぶろく）の特例については、多くの地方公共団体等から要望があったことを踏まえ、一般的には、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより、原料コストの低減が図られると考えられたこと、さらには、農家民宿等におけるその他の醸造酒（いわゆるどぶろく）の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資することが構造改革特区の趣旨に合致すると考えられたことから、特例的に最低製造数量基準が撤廃されたものである。	醸造家創出プロジェクト	1008020	個人	神奈川県	財務省
070030	免許不要アルコール度数の	酒税法第2条及び同法	「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料（薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、酒税法第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。 酒類には、酒税を課する。 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	醸造酒類において免許不要となるアルコール度数を5度未満とする。 ※少量生産かつ自家消費に限ります。 ※発泡性酒類を含みます。 ※蒸留酒類および混成酒類は含みません。	低アルコール醸造酒の自家醸造解禁で開業者創出を提案します。 【事業概要】国内生産でみると5度未満の蒸留酒類及び醸造酒類は極少である。これは、酒税法による参入制限＝権利化された市場にも関わらず、生産者が存在しない（極端に少ない）ゾーンである。特に醸造酒類におけるこの市場は規模が小さいため大手メーカーは手を出しづらく将来的に活用される展望も描き難い。反面、スーパーやホームセンターはPB（海外生産）でこの市場に取組んでいる。結果、低価格戦略とアルコール免許制度の影響でより一層国内新規参入者は出現しそうに無い。そこで、醸造酒類における低アルコール市場を国内生産で健全に育成するために、新規醸造家の育成と規制緩和が急務と言えます。規制緩和は上記2種の特区拡充により実現でき、新規参入者は醸造の経験者を拡大させることで育成が可能となります。そこで、個人生活の範囲で経験を積む機会を与え急速に裾野を拡げることで経験者拡大をはかります。つまり自家醸造の裾野を拡げ醸造事業参入者の創出および国内生産量増加と市場拡大をはかるということです。またこれは、酒税および消費税増収機会だけでなく広範囲な経済効果（雇用を含めた産業連関）が見込まれます。	C	I	ご提案は、「アルコール分一度以上の飲料」とする酒税法の酒類の定義を、「アルコール分五度以上の飲料」とする特例の創設と理解しているが、これは、酒税の課税対象の範囲を変更する内容のものであり、税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ないものと考えている。	右提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	税制ではなく、免許条件について撤廃を提案しています。 課税が必要なら、所得と同様に申告税とすれば可能です。特区内の届出制によってリスクコントロールも可能です。リスクを理由に経済行為を禁止するのは本末転倒です。密造との相関も本質的には無関係です。意思あれば既に起きているはずです。さらに生産者の存在しないもしくは極少である市場への影響度より、醸造業人材の育成はその意義や効用のほうが大きいと言えます。規制の無い諸外国の醸造家を保護する格好になっており、国内産業を衰退させる結果にもつながっています。	C	I	酒税の課税対象である「酒類」とは、酒税法において「アルコール分一度以上の飲料」と定義している。また、現行の酒税は自主申告（申告納税）制度を採用しつつ、所得の有無に関わりなく、高率で課される酒税の保全を図る観点から、酒類の製造には免許制を採用している。 このように、酒税の保全を図る観点から全ての酒類の製造について免許制を採用している中で、ご提案の「五度未満の低アルコール酒類について免許制を撤廃」することは、五度未満の低アルコール酒類に係る酒税の保全に支障を来す恐れがあることから、困難と考えている。	右提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	まずは、保全すべき酒税額及び製造量及び銘柄数並びに生産国を"アルコール度数別"に返答ください（醸造酒かつアルコール度数5度以内が対象）。提案は、製造及び納税の存在しない空白ゾーンが対象です。ここは、酒税の増収機会であって保全ではありません。規制緩和による経済活性の対象となります。免許要件の全撤廃に課題があるなら、緩和範囲を協議したいと思います。	C	I	酒税の保全を図る観点から全ての酒類の製造について免許制を採用している中で、ご提案の「五度未満の低アルコール酒類に係る製造免許を撤廃」することは、採算の取れない小規模事業者の増加による滞納の発生や税務当局による実態の把握が困難となるなど、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、困難と考えている。 なお、お尋ねの「保全すべき酒税額及び製造量及び銘柄数並びに生産国」については、酒税は酒税法に基づいて課税される税であり、同法に規定する酒類が製造された際に課された又は課されるべき酒税額の全額が保全すべき税額である。	醸造家創出プロジェクト	1008030	個人	神奈川県	財務省
070040	酒税法上の試験製造免許の条件緩和	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編第7条第3項関係2	酒類の試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 ⑴ 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する学校をいう。）において教育のために酒類の試験製造を行う場合 ⑵ 国又は地方公共団体が設置した図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合 ⑶ 国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 ⑷ 独立行政法人酒類総合研究所及び地方独立行政法人において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 ⑸ 新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合 ⑹ 酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合	教育目的で付与される酒税法上の試験製造免許の対象に民間事業者を加える。	事業を担う人材の育成と、税務執行の負荷軽減に寄与します。 【事業概要】学校法人以外の民間事業者に対し、教育目的の試験製造免許を付与する提案です。付与された事業者は教育だけに留まらずビジネスインキュベーションの役割を担い、上記3種の特区事業を支えます。※これは、上記3種の特区と一体となりはじめて効力を発揮します。 【効果①醸造学校】既存の国内醸造学校（学科）は少数で期間も昼間3年と永く特区への貢献は限定的です。そこで、免許を取得する酒類および製法ならびに醸造技術を絞ることで短期化・簡易化をはかります。これにより事業を担う人材を育成し継続発展を実現します。※限定製法は小規模事業者向けに最適化された製法を採用。 【効果②経営支援】地域と共に歩み商品開発支援・技術向上・イースト独自研究・知識習得機会の提供・経営相談などを実践、経営基盤の底上げにより酒税の保全にも貢献します。地元密着性において農業での農業試験場と効能が近いと言えます。 【効果③事前指導】記帳・申告・書類作成などにおける知識提供と事前指導を行います。免許申請時だけでなく免許更新時や納税時の事前対策により不備率を減少させ、スムースな税務執行に貢献します。この事前指導にかかるコストは利用者がコストを負担する構造（会費名目で徴収）となり民間事業として成立します。 【効果④規格共通性】製法・技術・設備・器具などを共通（標準）化することで、共同研究や知見共有が推進されます。これは、税務調査の型化やコスト軽減という効果にもつながります。	C、D	—	酒類の試験製造免許は、通常の酒類の製造免許の例外として付与しているものであり、制度の現状で記載した⑴から⑹の場合に限定して認めています。 したがって、ご提案の学校法人以外の民間事業者に対し教育目的の試験製造免許を付与することは困難です。 他方、酒類の試験製造免許は、学校等において教育のために行う場合のほか、真に試験研究に該当する新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合についても取得可能であることから、ご提案の商品開発支援などを目的とする酒類の試験製造を行う場合には、酒税法第10条に規定する免許の要件を満たしていれば、民間の事業者の方においても取得できるものとなっています。	右提案主体からの意見を踏まえ、学校法人以外の民間事業者に対し教育目的の試験製造免許を付与する提案の可否について再度検討し、その理由について現行制度を根拠にするのではなく具体的に回答されたい。	なぜ、民間事業者が醸造教育に取組んではいけないのでしょうか？ ここは特区提案の場ですから現行制度を根拠に「付与困難」は回答と言えません。 醸造家の育成だけでなく、国民への理解浸透、酒税業務の分担など官民で協働して醸造および酒税制を発展させるべきだと考えます。少なくともこれまで特区提案に対する財務省回答の中に、業務負荷を理由に措置を決めたものが散見されました。財務省が対応出来ず発展が遅れているとすれば日本社会にとって大きな損失です。この点でも意義はあるはずです。こういった取組みは「試験研究」の範囲ではありません。	C、D	—	酒類の製造免許は、酒税の保全を図る観点から、一の製造場において製造を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が各品目ごとに定めた数量（最低製造数量）に達しない場合には、受けることができないこととされています（酒税法第7条第2項）が、試験のために酒類を製造しようとする場合には最低製造数量の規定を適用しないこととされていること（同条第3項）を踏まえ、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達においてその範囲（具体的には、制度の現状で記載した⑴から⑹の場合）を限定して認めています。 これは、例えば、試験研究目的の名目で自家醸造のような他の目的のために免許を取得することを防止する必要があることから、客観的な基準（試験研究のうち教育のためであれば教育を本来業務とする学校法人又は公立の社会教育施設等）を設けているものです。 なお、ご意見のとおり、ご提案の酒類の製造に関する取組みが「試験研究の範囲」に含まれないとのことであれば、当該取組みは同項に規定する「試験のために酒類を製造しようとする場合」に該当しません。 ご提案の内容について、免許要件に合うように見直していただけるのであれば、前回回答のとおり、酒類の試験製造免許を取得することは可能です。	目的外利用といった不正はチェックできるとの提案者からの意見を踏まえ、提案の可否について再度検討し具体的に回答されたい。	当然ながら特区提案ですから現行制度には合致いたしません。試験製造免許における客観的基準の改訂を提案しています。酒税官による審査行程も存在するなかで、目的外利用といった不正はチェックできるはずです。そもそも本来業務というだけで不正をしない理由にはなりません。また、現代社会において教育を事業目的とした団体は学校法人及び社会教育施設だけではありません。学問としてではなく、実務家養成のための教育サービスとして一般事業会社にも運営の門戸を開いていただきたい。法人格のみではなく実態判断という軸により実行機関の拡大と醸造教育の機会提供拡充を提案いたします。	C	－	前回の回答で述べたとおり、酒類の製造免許は、酒税の保全を図る観点から、一の製造場において製造を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が各品目ごとに定めた数量（最低製造数量）に達しない場合には、受けることができません（酒税法第7条第2項）が、試験のために酒類を製造しようとする場合には、最低製造数量の規定を適用しないこととされていること（同条第3項）を踏まえ、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達においてその範囲を限定しているところです。 ご意見のあった「現代社会において教育を事業目的とした団体は学校法人及び社会教育施設だけ」ではないことは否定をしませんが、酒類は一般の食品と異なり酒税が課され、かつ、致酔性飲料で、さらには国民の保健衛生にも重大な関係を有することから、学校法人又は公立の社会教育施設等が本来の業務として教育のために試験製造を行う場合等の客観的基準を設け、これらの者に限って免許を付与することで、酒税の保全や国民の保健衛生の要請に応じているところです。	醸造家創出プロジェクト	1008040	個人	神奈川県	財務省